

別表十(一)

「9」欄、「12」欄又は「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
地区	措法第60条第1項の表の各号若しくは第2項又は旧効力措置法第60条第1項の表の第3号の区分(情報通信産業特別地区)	第1号・第2号・	円
「9」欄	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(「1」欄が「第1号」)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第1号」 ② 「区分番号」欄:「00208」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(一)「9」欄の金額(円単位)		(1)が第1号又は第2号の場合 特別控除額 (8) 9
	事業種目	4	(1)が旧第3号の場合 人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額 10 人件費基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$ 11 特別控除額 ((8)と(11)のうち少ない金額) 12
「9」欄	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除(「1」欄が「第2号」)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第2号」 ② 「区分番号」欄:「00425」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(一)「9」欄の金額(円単位)		(1)が第2項の場合 経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数 13 常時使用する従業員の総数 14 従業員割合 $\frac{(13)}{(14)}$ 15 特別控除額 $(5) \times \frac{40}{100} \times (15)$ 16
額の計算	(5)と(6)のうち少ない金額	7	
	所得基準額 $(7) \times \frac{40}{100}$	8	円

別表十(一) 平成二十六年・四・一以後終了事業年度分

法 0301-1001

「12」欄

沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成26年旧措置法第60条第1項第3号」
- ② 「区分番号」欄:「00210」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十(一)「12」欄の金額(円単位)

「16」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第2項」
- ② 「区分番号」欄:「00544」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十(一)「16」欄の金額(円単位)